

富士市助産施設入所 措置基準要領

(趣旨)

第1条 この要領は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第22条の規定により市が妊産婦を助産施設に入所させ、助産を受けさせることについて、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）に定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。

(入所資格)

第2条 助産施設に入所できる者は、富士市内に居住する妊産婦で、保健上必要があるにもかかわらず、一般の産科病院又は助産所に入院するための費用の全額、又はその一部を負担できない等、経済的理由により入院助産を受けることができない者、及び真にやむを得ない特別の理由により福祉事務所長（以下「所長」という。）が認める者とする。

(入所の申込み)

第3条 入所を希望する者（以下「申込者」という。）は、助産施設入所申込書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して所長に申し込まなければならない。

- (1) 助産施設医師による診断書（第2号様式）
- (2) 給与（収入）証明書（第3号様式）
- (3) 母子健康手帳
- (4) 健康保険証
- (5) 前年度市民税、及び前年分所得税の課税額を証明する書類

(調査)

第4条 所長は、入所の申込みがあったときは、助産施設入所措置認定調査書（第4号様式）により入所資格を調査しなければならない。

(申込みの取下げ)

第5条 入所の申込みを取り下げる者は、助産施設入所申込取下願（第5号様式）を提出しなければならない。

(申込みの却下)

第6条 所長は、入所措置が不相当と認定された申込みについては、助産施設入所申込却下通知書（第6号様式）により申込者に通知するものとする。

(入所措置の決定)

第7条 所長は、入所措置を決定したときは、助産施設入所措置決定通知書（第7号様式）により、申込者に通知するものとする。

(委託措置)

第8条 所長は、入所措置を決定したときは、助産施設の長と入所時期等について協議し、助産施設入所委託措置書(第8号様式)に助産施設入所措置認定調査書の写しを添付して助産施設に措置するものとする。

(措置解除)

第9条 所長は、措置を解除したときは、助産施設入所措置解除通知書(第9号様式)により申込者及び施設長に通知するものとする。

(費用の徴収)

第10条 法第56条第1項に規定する費用の徴収は、国の定める基準(「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(平成11年4月30日厚生省発児第86号)で定められた児童入所施設徴収金基準額表)により徴収するものとする。

(費用の支弁)

第11条 法第51条第3号に規定する費用(以下「措置費」という。)の支弁は、その月分をとりまとめ翌月の末日までに支弁するものとする。

- 2 助産施設の長は、措置費の請求にあたっては、国の定める基準によりその月分をとりまとめ、翌月の10日までに請求書(第10号様式)に経費精算書(第11号様式)及び助産施設措置費請求明細書(第12号様式)を添付して所長に請求しなければならない。
- 3 第1項に規定する費用以外の経費については入所者の負担とする。

附 則

この要領は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。